

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第6501236号
(P6501236)

(45) 発行日 平成31年4月17日(2019. 4. 17)

(24) 登録日 平成31年3月29日(2019. 3. 29)

(51) Int. Cl.		F I			
G06Q 50/10	(2012.01)	G06Q	50/10		
G06Q 50/26	(2012.01)	G06Q	50/26	300	
G06F 21/62	(2013.01)	G06F	21/62	354	

請求項の数 9 (全 28 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2018-134802 (P2018-134802)</p> <p>(22) 出願日 平成30年7月18日(2018. 7. 18)</p> <p>審査請求日 平成30年12月14日(2018. 12. 14)</p> <p>特許権者において、権利譲渡・実施許諾の用意がある。</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 518255282 飯島 瑞明 茨城県水戸市見川町2536-3</p> <p>(74) 代理人 100144048 弁理士 坂本 智弘</p> <p>(74) 代理人 100186679 弁理士 矢田 歩</p> <p>(74) 代理人 100214226 弁理士 青木 博文</p> <p>(72) 発明者 飯島 瑞明 茨城県水戸市見川町2536-3</p> <p>審査官 関 博文</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 信用保証システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

仮名に信用を与える信用保証システムであって、
 ネットワークに接続でき、仮名の利用を希望するユーザのユーザ装置と、
 前記ネットワークに接続でき、信用確認済みの前記ユーザの前記仮名が登録され、前記
 仮名の信用を保証する事業者の事業者装置と、
 前記ネットワークに接続でき、前記ユーザ装置、及び、前記事業者装置と通信可能な第
 3者装置と、を備え、
 前記事業者装置には、前記信用確認の際に前記ユーザから提供された住所確認が行える
 住所確認可能書類、又は、前記信用確認の際に前記ユーザから提供された本人確認が行え
 る本人確認可能書類が登録されており、
 前記事業者装置は、前記ユーザ装置から信用を保証する保証連絡の必要な前記第3者装
 置の連絡を受けると、前記第3者装置宛に前記仮名が信用確認済みである旨の保証通知を
 行うとともに、
 前記保証連絡で前記第3者装置宛に前記ユーザの前記住所確認可能書類又は前記本人確
 認可能書類を提示する指示が含まれる場合、前記保証通知の際に、前記保証連絡で指定さ
 れた前記住所確認可能書類又は前記本人確認可能書類を提示することを特徴とする信用保
 証システム。

【請求項 2】

前記仮名は、前記事業者が前記ユーザごとに指定するユニークな第1特定情報である前

記ユーザ装置のMACアドレスを含むことを特徴とする請求項1に記載の信用保証システム。

【請求項3】

前記仮名は、前記事業者が前記仮名ごとに指定するユニークな第2特定情報を含むことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の信用保証システム。

【請求項4】

前記ユーザ装置には、公開されないユニークな識別情報を有し、前記信用保証システムを利用するために前記事業者が提供するアプリケーションがインストールされており、

前記ユーザ装置は、前記事業者装置に前記保証連絡を行う際に、前記事業者装置に前記識別情報を含む認証情報を連絡し、

前記事業者装置は、前記保証連絡の際に前記ユーザ装置から連絡された前記認証情報と前記事業者装置に登録されている前記識別情報を含む認証情報に基づいた認証をクリアした場合、前記第3者装置宛に前記保証通知を行うことを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の信用保証システム。

【請求項5】

前記信用確認の内容は、前記ユーザの住所の確認を含み、

前記保証通知は、前記仮名を利用するユーザの住所確認済みの通知であることを特徴とする請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の信用保証システム。

【請求項6】

前記信用確認の内容は、前記ユーザの本人の確認を含み、

前記保証通知は、前記仮名を利用するユーザの本人確認済みの通知であることを特徴とする請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の信用保証システム。

【請求項7】

前記事業者装置には、前記ユーザの氏名、住所、メールアドレス、及び、電話番号が登録されており、

前記事業者装置は、前記保証連絡で前記第3者装置宛に前記ユーザの氏名、住所、メールアドレス、及び、電話番号のうちのいずれかを提示する指示が含まれる場合、前記保証通知の際に、前記ユーザの氏名、住所、メールアドレス、及び、電話番号のうちの指定された内容を提示することを特徴とする請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の信用保証システム。

【請求項8】

前記事業者装置は、所定の地域ごとに設けられており、

前記仮名は、前記仮名を登録する処理を実行した前記事業者装置に固有のユニークな第3特定情報を含むことを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の信用保証システム。

【請求項9】

前記事業者装置は、前記保証通知後に、信用確認済みの内容に変更が発生した場合、前記保証通知を行った前記第3者装置宛に信用確認済み内容に変更が発生した旨の通知を行うことを特徴とする請求項1から請求項8のいずれか1項に記載の信用保証システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、信用保証システムに関する。

【背景技術】

【0002】

インターネット社会が進展するにつれて、インターネットでのコミュニケーションや取引が社会生活の基盤となっており、個人情報漏洩等の事例を基にしたインターネットユーザの匿名性に関する意識調査やネット上において匿名のまま売買を行う上で検討を要する制度的な事項の整理等の報告がなされている（非特許文献1参照）。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0003】

【非特許文献1】総務省情報通信政策研究所（調査研究部）、"インターネットと匿名性"、[online]、平成20年3月、[平成30年6月23日検索]、インターネット URL：<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2008/2008101.pdf>

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、インターネットユーザは、個人情報を開示したくない場合、実名の代わりにハンドルネーム等を用い、また、住所、電話番号、Eメールアドレス等の個人が特定される可能性がある情報を開示しないことで、個人情報が一般に知られることを避ける手立てを講じている。

【0005】

しかしながら、例えば、インターネット上での売買等の商取引等においては、ハンドルネームだけでは信用が得られず、その商取引等を行うユーザが個人情報を開示したくないと考えていても、個人情報（実名、住所、電話番号、Eメールアドレス等）を開示することになる場合が多いのが実情である。

【0006】

また、ソーシャルネットワークサービスやソーシャルネットワークゲームにおいても匿名性でのコミュニケーション問題や犯罪に類する事例等が発生し、信用あるハンドルネーム同士でのコミュニケーションが望まれている。

【0007】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、ネットワークを利用するユーザの仮名に信用を与え、個人情報等を開示しなければならない場面を抑制することができる信用保証システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明は、上記目的を達成するために、以下の構成によって把握される。
 (1) 本発明の信用保証システムは、仮名に信用を与える信用保証システムであって、ネットワークに接続でき、仮名の利用を希望するユーザのユーザ装置と、前記ネットワークに接続でき、信用確認済みの前記ユーザの前記仮名が登録され、前記仮名の信用を保証する事業者の事業者装置と、前記ネットワークに接続でき、前記ユーザ装置、及び、前記事業者装置と通信可能な第3者装置と、を備え、前記事業者装置は、前記ユーザ装置から信用を保証する保証連絡の必要な前記第3者装置の連絡を受けると、前記第3者装置宛に前記仮名が信用確認済みである旨の保証通知を行う。

【0009】

(2) 上記(1)の構成において、前記仮名は、前記事業者が前記ユーザごとに指定するユニークな第1特定情報を含む。

【0010】

(3) 上記(1)又は(2)の構成において、前記仮名は、前記事業者が前記仮名ごとに指定するユニークな第2特定情報を含む。

【0011】

(4) 上記(1)から(3)のいずれか1つの構成において、前記ユーザ装置には、公開されないユニークな識別情報を有し、前記信用保証システムを利用するために前記事業者が提供するアプリケーションがインストールされており、前記ユーザ装置は、前記事業者装置に前記保証連絡を行う際に、前記事業者装置に前記識別情報を含む認証情報を連絡し、前記事業者装置は、前記保証連絡の際に前記ユーザ装置から連絡された前記認証情報と前記事業者装置に登録されている前記識別情報を含む認証情報に基づいた認証をクリアした場合、前記第3者装置宛に前記保証通知を行う。

10

20

30

40

50

【 0 0 1 2 】

(5) 上記 (1) から (4) のいずれか 1 つの構成において、前記信用確認の内容は、前記ユーザの住所の確認を含み、前記保証通知は、前記仮名を利用するユーザの住所確認済みの通知である。

【 0 0 1 3 】

(6) 上記 (1) から (5) のいずれか 1 つの構成において、前記信用確認の内容は、前記ユーザの本人の確認を含み、前記保証通知は、前記仮名を利用するユーザの本人確認済みの通知である。

【 0 0 1 4 】

(7) 上記 (1) から (6) のいずれか 1 つの構成において、前記事業者装置には、前記ユーザの氏名、住所、メールアドレス、及び、電話番号が登録されており、前記事業者装置は、前記保証連絡で前記第 3 者装置宛に前記ユーザの氏名、住所、メールアドレス、及び、電話番号のうちのいずれかを提示する指示が含まれる場合、前記保証通知の際に、前記ユーザの氏名、住所、メールアドレス、及び、電話番号のうちの指定された内容を提示する。

【 0 0 1 5 】

(8) 上記 (1) から (7) のいずれか 1 つの構成において、前記事業者装置は、所定の地域ごとに設けられており、前記仮名は、前記仮名を登録する処理を実行した前記事業者装置に固有のユニークな第 3 特定情報を含む。

【 0 0 1 6 】

(9) 上記 (1) から (8) のいずれか 1 つの構成において、前記事業者装置は、前記保証通知後に、信用確認済みの内容に変更が発生した場合、前記保証通知を行った前記第 3 者装置宛に信用確認済み内容に変更が発生した旨の通知を行う。

【 発明の効果 】

【 0 0 1 7 】

本発明によれば、ネットワークを利用するユーザの仮名に信用を与え、個人情報等を開示しなければならない場面を抑制することができる信用保証システムを提供することができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 8 】

【 図 1 】 本発明に係る第 1 実施形態の信用保証システムを説明するための図である。

【 図 2 】 本発明に係る第 1 実施形態の事業者装置のブロック図である。

【 図 3 】 本発明に係る第 1 実施形態の事業者装置の記憶部に記憶されているユーザ情報ファイルを説明するための図である。

【 図 4 】 本発明に係る第 1 実施形態の事業者装置の主な処理を説明するための図である。

【 図 5 】 本発明に係る第 1 実施形態の初回登録処理を実行するとき事業者装置がユーザ装置の表示部に表示させる内容の一例を示す図である。

【 図 6 】 本発明に係る第 1 実施形態の第 1 特定情報共通登録処理を実行するとき事業者装置がユーザ装置の表示部に表示させる内容の一例を示す図である。

【 図 7 】 本発明に係る第 1 実施形態の実名や現住所といった個人情報を開示しない形で仮名が確かに実在の住所を有するユーザが使用しているものであることを保証する保証通知を行う場合の一例を示す図である。

【 図 8 】 本発明に係る第 1 実施形態の登録内容変更処理を実行するとき事業者装置がユーザ装置の表示部に表示させる内容の一例を示す図である。

【 図 9 】 本発明に係る第 2 実施形態の信用保証システムを説明するための図である。

【 図 1 0 】 本発明に係る第 2 実施形態の事業者装置の記憶部に記憶されているユーザ情報ファイルを説明するための図である。

【 図 1 1 】 本発明に係る第 3 実施形態の信用保証システムを説明するための図である。

【 図 1 2 】 本発明に係る第 3 実施形態のサブの事業者装置の主な処理を説明するための図である。

10

20

30

40

50

【図13】本発明に係る第3実施形態のメインの事業者装置の主な処理を説明するための図である。

【発明を実施するための形態】

【0019】

以下、添付図面を参照して、本発明を実施するための形態（以下、実施形態）について詳細に説明する。

なお、実施形態の説明の全体を通して同じ要素には同じ番号を付している。

【0020】

（第1実施形態）

図1は本発明に係る第1実施形態の信用保証システム1を説明するための図である。

10

【0021】

図1に示すように、信用保証システム1は、ユーザ装置10と、事業者装置20と、第三者装置30と、を備えている。

【0022】

ユーザ装置10は、図1に示すように、デスクトップ型のPC、ノートPC、及び、スマートフォン等のネットワークに接続可能な機器であって、仮名の利用を希望するユーザ（自然人である個人又は法人等）が使用する機器である。

【0023】

ただし、図1に示すユーザ装置10は、あくまでも一例であって、例えば、タブレット端末等であってもよい。

20

【0024】

事業者装置20は、図1に示すように、デスクトップ型のPC等のネットワークに接続可能な機器であって、ユーザが使用する仮名に信用を与える信用保証システム1を提供する事業者が使用する機器であり、より具体的には、事業者が仮名を使用するユーザの個人情報を確認することで信用確認済みの仮名であることを保証することだけを行うことを目的とした、ユーザが使用する仮名に信用を与える信用保証システム1を想定している。

【0025】

つまり、信用保証システム1は、ユーザと第三者との間の商取引等で発生する金銭の授受、現金価値のあるポイントの付与、商品の受け渡しといった商取引等の内容に介入することは想定していない。

30

【0026】

ただし、図1に示す事業者装置20は、あくまでも一例であって、例えば、業務用サーバー等であってもよく、以降で説明する処理が可能な機器であればよい。

【0027】

また、事業者は、信用保証システム1を提供する1つの法人である場合もあるが、信用保証システム1を提供するために提携関係にある複数の法人等を含む場合もある。

【0028】

第三者装置30は、図1に示すように、デスクトップ型のPC等のネットワークに接続でき、ユーザ装置10、及び、事業者装置20と通信可能な機器であって、ユーザ、及び、事業者以外の第三者が使用する機器であり、例えば、第三者の一例としては、ユーザが商取引等を行う相手等である。

40

【0029】

なお、図1に示す第三者装置30は、あくまでも一例であって、ユーザ装置10と同様に、ノートPC、スマートフォン、及び、タブレット端末等であってもよい。

【0030】

次に、図1から図3を参照しながら、より詳細な事業者装置20の説明を行うとともに、信用保証システム1の動作等についての説明を行う。

図2は本発明に係る第1実施形態の事業者装置20のブロック図であり、図3は本発明に係る第1実施形態の事業者装置20の記憶部21Aに記憶されているユーザ情報ファイルを説明するための図である。

50

【 0 0 3 1 】

図 1 及び図 2 に示すように、事業者装置 2 0 は、各種の処理を実行するための本体部 2 1 と、本体部 2 1 と通信可能に接続され、各種の表示を行うための表示部 2 2 と、各種の操作を行うための操作部 2 3 と、を備えている。

【 0 0 3 2 】

例えば、図 1 に示すように、表示部 2 2 は液晶モニタ等であり、操作部 2 3 はキーボードやマウス（図示せず）等である。

【 0 0 3 3 】

一方、図 2 に示すように、本体部 2 1 は、例えば、ROM (Read Only Memory)、RAM (Random access memory) 等によって構成され、プログラムやデータ等を記憶する記憶部 2 1 A と、記憶部 2 1 A に記憶されたプログラムに従って各種の処理を実行し、全体的な制御を司る制御部として機能する CPU 2 1 B と、ネットワークを介した通信を行うための通信部 2 1 C と、それら記憶部 2 1 A、CPU 2 1 B、及び、通信部 2 1 C を通信可能に接続するバス 2 1 D と、を備えている。

【 0 0 3 4 】

なお、表示部 2 2、及び、操作部 2 3 も本体部 2 1 の図示しない接続ポートに接続されることでバス 2 1 D を介して本体部 2 1 の構成要素（記憶部 2 1 A、CPU 2 1 B、及び、通信部 2 1 C 等）と通信可能に接続される。

【 0 0 3 5 】

記憶部 2 1 A は、図 2 に示すように、プログラム記憶領域 2 1 A A と、ユーザ情報記憶領域 2 1 A B と、一時記憶領域 2 1 A C と、その他記憶領域 2 1 A D と、を備えている。

【 0 0 3 6 】

プログラム記憶領域 2 1 A A は、各種のプログラムを記憶する領域であって、例えば、事業者装置 2 0 に信用保証システム 1 としての動作を実現させるためのプログラム等が記憶されている。

【 0 0 3 7 】

ユーザ情報記憶領域 2 1 A B は、後ほど説明するようにして、信用確認が行われた信用確認済みの仮名の利用を希望するユーザのユーザ情報ファイルが記憶されている。

【 0 0 3 8 】

具体的には、ユーザ情報ファイルは、信用確認の済んだ信用確認済みのユーザの仮名を登録するごとに作成されるファイルであり、図 3 に示すように、ユーザ情報ファイルは、仮名情報 A と、ユーザ実情報 B と、保証通知発行履歴 C と、信用確認書類データ D と、を備えている。

【 0 0 3 9 】

仮名情報 A は、第 1 特定情報と、第 2 特定情報と、ハンドルネームと、を含んでいる。

第 1 特定情報は、事業者（事業者装置 2 0）がユーザを識別（より正確には、ユーザ装置 1 0 を識別）するための識別情報であり、後ほど説明するユーザの仮名の登録時に、事業者がユーザ（ユーザ装置 1 0）ごとに指定するユニークな情報（番号、コード等）である。

【 0 0 4 0 】

例えば、第 1 特定情報には、通信可能な機器ごとに与えられている MAC アドレス等を使用することが可能であり、事業者がユーザ装置 1 0 の MAC アドレスを第 1 特定情報に指定することで、各ユーザを識別（より正確には、各ユーザ装置 1 0 を識別）する情報を与えることができる。

【 0 0 4 1 】

この第 1 特定情報は、同一のユーザが複数の仮名の登録を希望するときに、それら複数の仮名が同一ユーザのものであることを事業者（事業者装置 2 0）が認識することを可能とするために設けられたものである。

【 0 0 4 2 】

ただし、第 1 特定情報は、MAC アドレスに限られず、事業者自身がユーザ（より正確

10

20

30

40

50

には、ユーザ装置 10) ごとに発行するユニークな ID のようなものであってもよい。

【0043】

第2特定情報は、信用保証システム1上でのユーザの仮名に使用するために事業者が指定するユニークな情報であり、後ほど説明するユーザの仮名の登録時に登録される。

【0044】

ハンドルネームは、上述のように、第2特定情報を使用した仮名がユーザに与えられ、それが信用保証システム1上での実名に変わる名前として機能するため必須の要件ではない。

しかし、第2特定情報がユニークな情報であることから、アルファベットや数字等の並びで構成されるため人名らしくないものとなることから、例えば、事業者とのやり取り等の際に人名らしい呼び名で呼んでほしいと考えるユーザのために設けられているものである。

【0045】

したがって、ハンドルネームは、信用保証システム1上での各ユーザの識別等に用いるものではないため、同じハンドルネームのユーザが複数存在したとしても信用保証システム1上は問題がないため、ユーザの希望によってユーザの好む呼び名として登録される。

【0046】

ユーザ実情報Bは、仮名に対応するユーザの現実の情報であり、図3に示すように、実名、現住所、Eメールアドレス、及び、電話番号等を含んでいる。

ただし、必ずしも、これら全てを含んでいる必要はなく、例えば、電話番号を含んでいないような場合もあり、逆に、これ以外のもの(例えば、生年月日等)が含まれている場合もある。

【0047】

なお、ユーザが自然人ではなく、法人である場合には、ユーザ実情報Bは、その法人の名称を含み、実名はその法人の責任者氏名(代表者氏名)を意味し、現住所は、法務局の登記簿謄本等に登録されているその法人の所在地(居所)を意味し、電話番号は、その法人の代表電話番号等を意味する。

【0048】

このユーザ実情報Bに登録される項目は、後ほど説明するユーザの仮名の登録時に、事業者が行う信用確認のために、ユーザが事業者に提出する信用確認書類に基づいて確認が行われたものである。

【0049】

保証通知発行履歴Cは、後ほど説明するように、ユーザからの通知を受けて、事業者がユーザの希望する第三者に対して、信用確認済みのユーザの仮名であることを保証する保証通知を行った場合に登録され、どのような第三者に保証通知を行ったのかがわかるようにした履歴である。

【0050】

このため、第三者宛に保証通知を行ったときに事業者が発行する、その保証通知の番号である発行管理番号、保証通知を行った日にちである発行年月日、保証通知の内容(保証通知内容)、保証通知を行った第三者と連絡を取るための第三者装置連絡先等を一連の登録内容として、この一連の登録内容が保証通知を行うごとに登録され、蓄積された履歴になっている。

【0051】

信用確認書類データDは、ユーザ実情報Bに登録されている内容に間違いがないことを事業者が確認するために、後ほど説明するユーザの仮名の登録時に、ユーザが事業者に提出した書類(書類の写し含む)であり、言い換えれば、事業者がユーザの信用確認を行うために用いた信用確認書類のデータである。

【0052】

例えば、信用確認書類としては、運転免許証、健康保険証、年金手帳、パスポート、住民票、戸籍謄本、マイナンバーカード等が例示でき、信用確認書類データDは、図3に示

10

20

30

40

50

すように、ユーザの信用確認のために用いた運転免許証、パスポート、住民票、戸籍謄本、マイナンバーカード等の書類を電子化（例えば、PDF化）してデータ化したものである。

【0053】

ただし、信用確認書類は、上記のようなものに限られる必要はなく、公共料金の契約書や郵便又は宅配業者の受取伝票等であってもよい。

しかしながら、信用確認書類は、ユーザの本人の確認が正確に行える公的機関が発行する本人確認可能書類（例えば、運転免許証、運転履歴証明書、健康保険証（公的医療保険の被保険者証）、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳、パスポート（旅券）、住民票、戸籍謄本、マイナンバーカード等）が好ましく、信用確認書類データDは、ユーザの信用確認のために用いた公的機関が発行する本人確認可能書類の写し（運転免許証、パスポート、住民票、戸籍謄本、マイナンバーカード等のPDFファイル等での写し）であることが好ましい。

【0054】

なお、日本では、本人確認可能書類として、一般に、運転免許証、健康保険証、年金手帳、パスポート、住民票、戸籍謄本、マイナンバーカード等が例示でき、信用確認書類データDも、ユーザの信用確認のために用いた運転免許証、パスポート、住民票、戸籍謄本、マイナンバーカード等のPDFファイル等での写しとなる場合が多いと考えられる。

【0055】

しかし、ユーザの中には、日本以外の地域に在住するユーザである場合も考えられるため、当然、そのような日本以外に住所のあるユーザは、その住所のある国で、本人確認可能書類として、一般に、用いられている書類を提出すればよい。上記信用確認書類（本人確認可能書類を含む）の例は、極一例であることに留意されたい。

【0056】

また、上記で説明した図3に示すユーザ情報ファイルは、図示しないその他の情報を含んでいてもよい。

例えば、後述するように、本実施形態では、後ほど説明するユーザの仮名の登録時に、ユーザ装置10には、信用保証システム1を利用するために事業者が提供する専用のアプリケーションがインストールされることになる。

【0057】

なお、このアプリケーションは、公開鍵暗号方式（公開鍵・秘密鍵暗号を利用する方式）でユーザ装置10と事業者装置20の間の通信を行うものになっており、情報漏洩等を防止するものになっている。

【0058】

そして、このアプリケーションは、アプリケーションごとに与えられた事業者以外に公開されないユニークな識別情報（アプリ識別情報ともいう。）を有するものになっており、図3では図示を省略しているが、このアプリ識別情報もユーザ情報ファイルには登録されている。

なお、このアプリ識別情報が、事業者によって、どのように利用されるのかは後述する。

【0059】

図2に示す一時記憶領域21ACは、プログラム記憶領域21AAに記憶されている各種のプログラムを実行するときのプログラム展開領域として機能するとともに、プログラムを実行する上で生成されるデータ等が一時記憶される領域として機能する

【0060】

図2に示すその他記憶領域21ADは、上記で説明した以外のもので事業者装置20に記憶させる必要があるもの等が記憶される領域である。

【0061】

なお、上記では、記憶部21Aが事業者装置20の本体部21に内蔵されている形態を示しているが、記憶部21Aは、事業者装置20に接続された外部記憶装置を含むもので

10

20

30

40

50

あってもよい。

また、記憶部 21A は、事業者装置 20 が、例えば、ネットワークを介してアクセス可能に、事業者装置 20 と離れた位置に設置された外部記憶装置を含んでいてもよい。

【0062】

このように、記憶部 21A が外部記憶装置を含むものとする事で、データ容量が多くなることが予想されるユーザ情報記憶領域 21AB に記憶される内容を記憶容量の大きな外部記憶装置に持たせることで事業者装置 20 の動作速度を向上させることができる。

【0063】

なお、外部記憶装置を用いる場合、外部記憶装置が 1 つである必要はなく、複数の外部記憶装置を用いるようにしてもよいことは言うまでもない。

【0064】

次に図 4 を主に参照しながら信用保証システム 1 の全体的な流れ等を説明する。

図 4 は本発明に係る第 1 実施形態の事業者装置 20 の主な処理を説明するための図である。

【0065】

事業者装置 20 が、事業者の操作によって信用保証システム 1 としての稼働指示を受けると、図 4 に示す処理が開始される。

なお、図 4 に示す処理は、事業者装置 20 の CPU 21B がプログラムとの協業で制御部として機能して行うものであるから、処理を行う主体は CPU 21B となるが、事業者装置 20 の機能として行われる処理であることに変わりはないため、以下では、処理の主体を事業者装置 20 として説明する。

【0066】

図 4 に示すように、事業者装置 20 は、信用保証システム 1 としての稼働指示を受け、処理を開始すると、ステップ S10、ステップ S20、ステップ S30、ステップ S40、及び、ステップ S50 のいずれかのステップが YES となるのを監視する監視ループ処理を実行する。

【0067】

そして、事業者装置 20 は、事業者の操作によって、事業者装置停止処理を受けると（ステップ S10：YES）、処理を終了することになる。

【0068】

例えば、ステップ S10 が YES となる操作を事業者が行う場合の事例としては、メンテナンス作業等のために事業者装置 20 の信用保証システム 1 としての処理を停止させる必要があるときや信用保証システム 1 としての受付時間外となる場合が考えられる。

【0069】

なお、例示として、信用保証システム 1 としての受付時間外となる場合を挙げたが、必ずしも、受付時間が設けられるものではなく、メンテナンス作業以外のときには、24 時間、365 日稼働している状態になってもよい。

【0070】

一方、ユーザがユーザ装置 10 を操作し、例えば、事業者装置 20 の運営する信用保証システム 1 のサイト又は直接サーバーにアクセスして、仮名を登録する申請を行い、事業者装置 20 が仮名登録申請を受け付けると（ステップ S20：YES）、ステップ S21 に進み、そのユーザが仮名の登録実績のあるユーザであるかの判定を事業者装置 20 は行う。

【0071】

この判定は、本実施形態の信用保証システム 1 において、同じユーザが複数の仮名を登録できるものとしているため、既に、仮名の登録実績の有るユーザの場合、登録に際しての信用確認が既に終わっているため、それに対応した登録処理（後述のステップ S23）を行えばよく、一方、新規のユーザである場合には、それに対応した登録処理（後述のステップ S22）を行うことになるためである。

【0072】

10

20

30

40

50

具体的に、ステップ 2 1 の登録実績の有無を確認する判定について説明すると、先に、図 3 を参照して説明したように、ユーザ情報ファイルには、ユーザ装置 1 0 の識別に使用する情報としての第 1 特定情報が登録されている。

【 0 0 7 3 】

例えば、先に説明したように、事業者が第 1 特定情報に M A C アドレスを指定している場合、通信が可能な機器は、データ・パケットの通信の際に必ず M A C アドレスがパケットに含まれているため、事業者装置 2 0 は、受け付けた（受信した）仮名登録申請に含まれている M A C アドレス（送信 M A C アドレスともいう。）と、ユーザ情報記憶領域 2 1 A B に記憶されたユーザ情報ファイルに登録されている M A C アドレス（登録 M A C アドレスともいう。）と、の照合を行う。

10

【 0 0 7 4 】

そして、ユーザ情報記憶領域 2 1 A B に送信 M A C アドレスと同じ登録 M A C アドレスが登録されたユーザ情報ファイルが存在すれば、事業者装置 2 0 は、登録実績有り（ステップ S 2 1 : Y E S ）と判定してステップ S 2 3 の処理に進む。

【 0 0 7 5 】

逆に、ユーザ情報記憶領域 2 1 A B に送信 M A C アドレスと同じ登録 M A C アドレスが登録されたユーザ情報ファイルが存在しなければ、事業者装置 2 0 は、登録実績無し（ステップ S 2 1 : N O ）と判定してステップ S 2 2 の処理に進む。

【 0 0 7 6 】

なお、先に少し触れたように、本実施形態では、後ほど説明するユーザの仮名の登録時に、ユーザ装置 1 0 には、信用保証システム 1 を利用するために事業者が提供する専用のアプリケーションがインストールされることになり、そのアプリケーションは、事業者装置 2 0 との通信に際してアプリ識別情報を事業者装置 2 0 に送るものとなっている。

20

【 0 0 7 7 】

そして、そのアプリケーションは、新たに別の仮名の登録を行いたい場合の操作もできるようにしており、このアプリケーションを利用して、仮名登録申請が行われた場合には、事業者装置 2 0 は、アプリ識別情報を受信することになるので、ユーザ情報記憶領域 2 1 A B に記憶されているユーザ情報ファイルに同じアプリ識別情報が登録されたユーザ情報ファイルが存在するか否かを基準としてステップ S 2 1 の判定を行うことも可能である。

30

【 0 0 7 8 】

ただし、アプリケーションを利用して、仮名登録申請が行われた場合であっても、事業者装置 2 0 は、M A C アドレスを受信することになるので、アプリケーションを利用して、仮名登録申請が行われた場合であっても、M A C アドレスに基づいた判定をステップ S 2 1 で行うようにしてもよいことは言うまでもない。

【 0 0 7 9 】

そして、事業者装置 2 0 は、ステップ S 2 1 の判定が N O である場合、ステップ S 2 2 に進み、初めてのユーザに対して行われる初回登録処理を実行する。

【 0 0 8 0 】

図 5 は初回登録処理（ステップ S 2 2 ）を実行するとき事業者装置 2 0 がユーザ装置 1 0 の表示部 1 1 （画面）に表示させる内容の一例を示す図である。

40

なお、図 5 ではユーザ装置 1 0 がウェブカメラ 1 2 として利用できるスマートフォンである場合を例に示したものになっている。

つまり、スマートフォンに遠隔地の装置との間で動画のやり取りが可能なアプリが既にインストールされているものとして話を進める。

ただし、最近の P C 関係は初めからウェブカメラ 1 2 を備えているのでそのようなユーザ装置 1 0 を想定していると考えてもよい。

【 0 0 8 1 】

事業者装置 2 0 は、ステップ S 2 1 の判定が N O である場合、図 5 に示すように、ユーザ装置 1 0 の表示部 1 1 （画面）に仮名の新規登録を行うための案内画面を表示させる。

50

【 0 0 8 2 】

そして、図 5 では、ユーザ装置 1 0 がウェブカメラ 1 2 を利用できるスマートフォンである場合を例にしているため、ユーザがユーザ装置 1 0 の表示部 1 1 の「YES」をクリック（タッチ）する操作を実行すると、ウェブカメラ 1 2 が受付担当（保証太郎）に接続される。

より正確には、接続するための IP アドレス等を問い合わせる画面等が表示され、それらの入力等が終わるとウェブカメラ 1 2 が受付担当（保証太郎）に接続される。

【 0 0 8 3 】

なお、ユーザ装置 1 0 がウェブカメラ 1 2 として利用できず、ユーザが「NO」を選択した場合には、ユーザ装置 1 0 の表示部 1 1 には、ウェブカメラ 1 2 を使用せずに仮名の新規登録を行う方法が表示される。 10

【 0 0 8 4 】

ウェブカメラ 1 2 を使用せずに仮名の新規登録を行う方法としては、例えば、最寄りの仮名の新規登録の行える店舗（本事業の提携業者の申請取り扱い店舗含む）を紹介、又は、受付担当者（保証太郎）がユーザの自宅に伺う案内等が考えられる。

【 0 0 8 5 】

なお、ウェブカメラ 1 2 を使用せずに仮名の新規登録を行う方法としては、例えば、本事業の提携業者に郵便又は宅配業者が含まれる場合には、その業者（郵便又は宅配業者）がユーザの自宅に伺うようなことも考えられる。

【 0 0 8 6 】

話をもとに戻すと、受付担当者とウェブカメラ 1 2 が繋がると、例えば、受付担当者の指示に従って、仮名の新規登録を進めることになる。 20

まず、受付担当者は、ユーザにどのような保証内容にしたいのかを確認する。

そして、ユーザが第三者に対して事業者を保証してもらいたい内容が実在の住所を有することであれば、受付担当者は、少なくとも、その実在の住所を証明することができる書類（信用確認書類）をウェブカメラ 1 2 に映るように指示し、ウェブカメラ 1 2 上の書類（信用確認書類）を、信用確認書類のデータ（例えば、PDF）として取得する処理を行う。

また、このときに、ウェブカメラ 1 2 上のユーザの写真を取得する処理を行ってもよい。 30

【 0 0 8 7 】

ただし、本実施形態では、受付担当者がウェブカメラ 1 2 でユーザに指示を行うものとしているが、受付担当者に代えて、ウェブカメラ 1 2 に映る画像を解析する画像解析プログラム（顔認証プログラム等）と音声ガイダンス等で無人対応できるようにしてもよい。

【 0 0 8 8 】

なお、信用確認書類にユーザの写真が掲載されているものでない場合には、書類の信用性を担保するために、2 つ以上の異なる書類を取得する処理としてもよい。

例えば、信用確認書類が住民票である場合に、その住民票に記載されているユーザの実名と同じ実名が確認できる住民票以外の書類として健康保険証を合わせて取得する処理としてもよい。 40

【 0 0 8 9 】

また、ユーザが第三者に対して事業者を保証してもらいたい内容が本人確認できることであれば、受付担当者は、少なくとも、信用確認書類として、本人確認ができる書類（例えば、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート（旅券）、マイナンバーカード、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、社員証、学生証、健康保険証（公的医療保険の被保険者証）、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等のいずれかの書類）といった本人確認可能書類をウェブカメラ 1 2 に映るように指示し、ウェブカメラ 1 2 上の書類（信用確認書類）を、信用確認書類のデータ（例えば、PDF）として取得する処理を行う。

【 0 0 9 0 】

なお、この場合でも本人が確認できる書類に写真が掲載されているものでない場合には、書類の信用性を担保するために、2つ以上の異なる書類を取得する処理としてもよい。

【0091】

このように、信用確認書類のデータを取得し、ユーザの信用確認が終わると、受付担当者は、事業者装置20を操作して、ユーザ装置10で信用保証システム1を利用するための専用のアプリケーションを送る作業を行うとともに、このユーザのためのユーザ情報ファイルをユーザ情報記憶領域21ABに登録する作業を行い、さらに、ユーザ情報ファイルに登録されたユーザの個人情報に関する事業者の利用規約を送る作業を行う。

このようにして、初回登録処理(ステップS22)が終了すると、事業者装置20は、再び、監視ループ処理を実行する。

【0092】

なお、図4では記載を省略しているが、事業者装置20は、初回登録処理(ステップS22)が終了し、監視ループ処理に戻る前に、ユーザが登録されたユーザ情報ファイルの内容を確認するためのデータをユーザ装置10宛に送信する。

【0093】

例えば、事業者装置20は、ユーザ情報ファイルの仮名情報Aのうちの第2特定情報、ハンドルネームの内容、ユーザ実情報Bの内容、及び、信用確認書類データDとして保管(登録)されている書類の書類名等をユーザ装置10宛に送信する。

【0094】

なお、受付担当者が、ユーザにどのような保証内容にしたいのかを確認したときに、ユーザからハンドルネームの登録希望があれば、ユーザ情報ファイルにハンドルネームの登録が行われることになり、希望がなければハンドルネームの登録が行われないことになる。

【0095】

また、初回登録処理(ステップS22)のときに、ウェブカメラ12を通して、受付担当者がユーザに専用のアプリケーションのインストール方法や使用方法を簡単に説明するようにしてもよいし、ユーザ情報ファイルに登録されたユーザの個人情報に関する事業者の利用規約についての口頭での説明も行うようにしてもよい。

【0096】

一方、事業者装置20は、ステップS21の判定がYESである場合、ステップS23に進み、以前に仮名の登録実績があるユーザに対して行われる第1特定情報共通登録処理を実行して、再び、監視ループ処理を実行する。

【0097】

図6は第1特定情報共通登録処理(ステップS23)を実行するとき事業者装置20がユーザ装置10の表示部11(画面)に表示させる内容の一例を示す図である。

【0098】

事業者装置20は、ステップS21の判定がYESである場合、図6に示すように、ユーザ装置10の表示部11(画面)に以前に仮名の登録実績がある場合の案内画面を表示させる。

【0099】

そして、ユーザがユーザ装置10の表示部11の「YES」をクリック(タッチ)する操作を実行すると、事業者装置20は、仮名情報Aの第1特定情報、ハンドルネーム、ユーザ実情報B、及び、信用確認書類データDを以前に登録した内容と同じ内容とともに、新たな第2特定情報を登録したユーザ情報ファイルをユーザ情報記憶領域21ABに登録し、再び、監視ループ処理に戻る。

【0100】

なお、この場合には、新たな第2特定情報を使用した仮名で、まだ、第3者宛に保証通知が行われていないため、当然、保証通知発行履歴Cは空欄の状態とされている。

また、先の初回登録処理(ステップS22)で説明したのと同様に、図4では記載を省略しているが、事業者装置20は、第1特定情報共通登録処理(ステップS23)が終了

10

20

30

40

50

し、監視ループ処理に戻る前に、ユーザが登録されたユーザ情報ファイルの内容を確認するためのデータをユーザ装置 10宛に送信する。

【0101】

つまり、事業者装置 20は、例えば、ユーザ情報ファイルの仮名情報 Aのうちの第 2 特定情報、ハンドルネームの内容、ユーザ実情報 Bの内容、及び、信用確認書類データ Dとして保管（登録）されている書類の書類名等をユーザ装置 10宛に送信する。

【0102】

また、第 1 特定情報共通登録処理（ステップ S 23）の場合には、既にユーザ装置 10には、信用保証システム 1を利用するために事業者が提供する専用のアプリケーションがインストールされている状態になっているため、アプリケーションの送付は行われない。 10

【0103】

一方、ユーザが、図 6 に示す画面の表示において、ユーザ装置 10の表示部 11の「NO」をクリック（タッチ）する操作を実行すると、事業者装置 20は、先ほど図 5 で示したのと同様に、ウェブカメラ 12の利用できる機器の場合に「YES」をクリックし、ウェブカメラ 12の利用できない機器の場合に「NO」をクリックする画面をユーザ装置 10の表示部 11に表示させる処理を行う。

【0104】

そして、例えば、ユーザによって「YES」がクリックされた場合には、先ほどと同様に、ウェブカメラ 12が受付担当者に接続され、受付担当者がユーザから以前の登録内容からの変更点等を伺い、その変更内容に即した内容で、新たな第 2 特定情報新を有するユーザ情報ファイルがユーザ情報記憶領域 21 A Bに登録される。 20

ただし、この場合でも、仮名情報 Aの第 1 特定情報については、ユーザ装置 10を識別する情報であるため、変更されることなく、以前に登録されている内容がそのまま登録される。

【0105】

なお、変更内容に伴って、信用確認書類のデータの追加登録、又は、削除が伴う場合には、当然、その処理も行われる。

【0106】

一方、ユーザによって「NO」がクリックされた場合には、初回登録処理（ステップ S 22）のときと同様に、ウェブカメラ 12を使用せずに仮名の登録を行う方法、例えば、最寄りの仮名の登録の行える店舗（本事業の提携業者の申請取り扱い店舗含む）の紹介、又は、受付担当者がユーザの自宅に伺う案内等が行われる。 30

【0107】

以上のようにして、信用確認済みのユーザの仮名が事業者装置 20に登録されることになる。

【0108】

次に、ユーザがユーザ装置 10を操作し、例えば、事業者装置 20にユーザ情報ファイルの登録内容を確認するための登録内容照会申請（ステップ S 30）が行われると（ステップ S 30：YES）、それを受信した事業者装置 20は、図 4 に示すように、まず、ユーザ装置 10の認証判定を行う（ステップ S 31）。 40

【0109】

この登録内容照会申請（ステップ S 30）は、ユーザ装置 10にインストールされているアプリケーションで行うことになり、この申請が行われるときには、アプリケーションから事業者装置 20にアプリケーションごと与えられた事業者以外に公開されないユニークな識別情報（アプリ識別情報）を含む認証情報が送られることになる。

【0110】

したがって、事業者装置 20は、ユーザ装置 10（インストールされたアプリケーション）が事業者装置 20に登録内容照会申請（ステップ S 30）を行う際に連絡するアプリ識別情報を含む認証情報と、事業者装置 20に登録されているアプリ識別情報を含む認証情報に基づいた認証を行い、認証をクリアした場合（ステップ S 31：YES）、ステッ 50

プ S 3 2 に進み、ユーザ装置 1 0 宛に登録内容を通知する登録内容通知処理（ステップ S 3 2）を実行し、再び、監視ループ処理に戻る。

【 0 1 1 1 】

具体的には、ユーザ装置 1 0 から事業者装置 2 0 に登録内容照会申請（ステップ S 3 0）が行われる場合、ユーザ装置 1 0 は、認証情報として、先に説明したアプリ識別情報と第 2 特定情報とを事業者装置 2 0 に向けて送信し、それを受信した事業者装置 2 0 は、ユーザ情報記憶領域 2 1 A B 中の第 2 特定情報が登録されたユーザ情報ファイルを参照し、そのユーザ情報ファイルに登録されているアプリ識別情報と、送信されてきたアプリ識別情報が一致するかを確認し、一致した場合には、認証をクリアしたものと判定（ステップ S 3 1 : Y E S）し、一致しない場合には認証をクリアしないものと判定（ステップ S 3 1 : N O）する。

10

【 0 1 1 2 】

なお、ユーザ装置 1 0 からは、データ・パケットの通信の際にパケットに含まれるユーザ装置 1 0 の M A C アドレス（送信 M A C アドレス）も送られてくることになるので、例えば、認証情報として、アプリ識別情報と送信 M A C アドレスを用いて、事業者装置 2 0 が、ユーザ情報記憶領域 2 1 A B 中の送信 M A C アドレスが登録されたユーザ情報ファイルを参照し、そのユーザ情報ファイルに登録されているアプリ識別情報と、送信されてきたアプリ識別情報が一致するかを確認するものとしてもよい。

【 0 1 1 3 】

ただし、この場合には、複数の仮名の登録のあるユーザの場合、複数のユーザ情報ファイルが発見されることになるので、複数のユーザ情報ファイルが発見された場合、事業者装置 2 0 は、第 2 特定情報でユーザ情報ファイルの絞り込みを行って、その絞り込まれた 1 つのユーザ情報ファイルのアプリ識別情報との一致又は不一致に基づいて認証判定を行う。

20

【 0 1 1 4 】

そして、事業者装置 2 0 は、認証をクリアしない場合（ステップ S 3 1 : N O）、図 4 では図示を省略しているが、ユーザ装置 1 0 に事業者の担当者の連絡先（例えばお問合せ電話番号）を送信し、ユーザに事業者の担当者と連絡を取ることを促し、一方、認証をクリアした場合（ステップ S 3 1 : Y E S）、照会要求が正規のユーザからであることが確認できたので、ユーザ装置 1 0 宛に登録内容を通知する登録内容通知処理（ステップ S 3 2）を実行し、再び、監視ループ処理に戻る。

30

【 0 1 1 5 】

ここで行われるユーザ装置 1 0 宛に登録内容を通知する登録内容通知処理（ステップ S 3 2）は、ユーザ装置 1 0 からの要求に合わせた内容として実行される。

例えば、登録内容の全部を照会する要求であれば、ユーザ装置 1 0 に、仮名情報 A の第 2 特定情報、ハンドルネーム、ユーザ実情報 B の内容全て、保証通知発行履歴 C の内容全て、及び、信用確認書類データ D の全てがネットワークを介して送付されることになる。

なお、仮名情報 A の第 1 特定情報が送付されないのは、上記のようにセキュリティに関連する情報として使用される可能性があるためである。

【 0 1 1 6 】

40

一方、仮名情報 A だけを照会する要求であれば、ユーザ装置 1 0 に、仮名情報 A の第 2 特定情報、ハンドルネームがネットワークを介して送付されることになり、ユーザ実情報 B だけを照会する要求であれば、ユーザ装置 1 0 に、ユーザ実情報 B の内容全てがネットワークを介して送付されることになる。

【 0 1 1 7 】

また、ユーザ実情報 B の電話番号だけや E メールアドレスだけといった照会の要求であれば、ユーザ装置 1 0 に、ユーザ実情報 B の電話番号だけや E メールアドレスだけがネットワークを介して送付されることになる。

【 0 1 1 8 】

次に、ユーザがユーザ装置 1 0 を操作し、例えば、事業者装置 2 0 に保証連絡申請（ス

50

ステップ S 4 0) があると、ステップ S 4 0 が Y E S となり、事業者装置 2 0 は、ステップ S 4 1 に進む。

【 0 1 1 9 】

つまり、事業者装置 2 0 は、ユーザ装置 1 0 から信用を保証する保証連絡の必要な第 3 者装置 3 0 の連絡を受ける（第 3 者装置 3 0 の連絡先を受信する）と、事業者装置 2 0 は、第 3 者装置 3 0 宛にユーザの仮名が信用確認済みである旨の保証通知を行う保証通知処理（ステップ S 4 2 ）を実行することになるが、ここでも、先ほどと同様に、まず、保証連絡の要求が正規のユーザからであるかを確認するために認証を行い、認証をクリアした場合（ステップ S 4 1 : Y E S ）に保証通知処理（ステップ S 4 2 ）を実行する。

【 0 1 2 0 】

ここでの認証も先ほどと同様であるため、簡単に説明するに留めるが、保証連絡申請（ステップ S 4 0 ）は、ユーザ装置 1 0 にインストールされているアプリケーションで行うことになり、この申請が行われるときには、アプリケーションから事業者装置 2 0 にアプリケーションごとに与えられた事業者以外に公開されないユニークな識別情報（アプリ識別情報）を含む認証情報が送られることになる。

【 0 1 2 1 】

したがって、事業者装置 2 0 は、ユーザ装置 1 0 （インストールされたアプリケーション）が事業者装置 2 0 に保証連絡申請（ステップ S 4 0 ）を行う際に連絡するアプリ識別情報を含む認証情報と、事業者装置 2 0 に登録されているアプリ識別情報を含む認証情報に基づいた認証を行い、認証をクリアした場合（ステップ S 4 1 : Y E S ）、保証通知処理（ステップ S 4 2 ）を実行し、第 3 者装置 3 0 宛にユーザの仮名が信用確認済みである旨の保証通知を行い、再び、監視ループ処理に戻る。

【 0 1 2 2 】

具体的には、ユーザ装置 1 0 から事業者装置 2 0 に保証連絡申請（ステップ S 4 0 ）が行われる場合、ユーザ装置 1 0 は、認証情報として、先に説明したアプリ識別情報と第 2 特定情報とを事業者装置 2 0 に向けて送信し、それを受信した事業者装置 2 0 は、ユーザ情報記憶領域 2 1 A B 中の第 2 特定情報が登録されたユーザ情報ファイルを参照し、そのユーザ情報ファイルに登録されているアプリ識別情報と、送信されてきたアプリ識別情報が一致するかを確認し、一致した場合には、認証をクリアしたものと判定（ステップ S 4 1 : Y E S ）し、一致しない場合には認証をクリアしないものと判定（ステップ S 4 1 : N O ）する。

【 0 1 2 3 】

そして、事業者装置 2 0 は、認証をクリアしていないと判定した場合（ステップ S 4 1 : N O ）、図 4 では図示を省略しているが、ユーザ装置 1 0 に事業者の担当者の連絡先（例えばお問合せ電話番号）を送信し、ユーザに事業者の担当者と連絡を取ることを促し、一方、認証をクリアした場合（ステップ S 4 1 : Y E S ）、保証連絡要求が正規のユーザからであることが確認できたので、第 3 者装置 3 0 宛に保証通知を行う保証通知処理（ステップ S 4 2 ）を実行し、再び、監視ループ処理に戻る。

【 0 1 2 4 】

なお、ここで行われる第 3 者装置 3 0 宛に保証通知を通知する保証通知処理（ステップ S 4 2 ）は、ユーザ装置 1 0 からの要求に合わせた内容として実行される。

例えば、ユーザ装置 1 0 からの要求が、登録時の信用確認の内容がユーザの住所の確認であったことに対応して、第 3 者装置 3 0 宛にユーザの使用する仮名が確かに実在の住所を有するユーザが使用しているものであることを保証する保証通知だけである場合には、実名や現住所といった個人情報を開示しない形で保証通知が行われる。

【 0 1 2 5 】

図 7 は、実名や現住所といった個人情報を開示しない形で仮名が確かに実在の住所を有するユーザが使用しているものであることを保証する保証通知を行う場合の一例を示す図であり、第 3 者装置 3 0 宛に事業者装置 2 0 がネットワークを介して通知する保証通知に添付される保証通知書の一例である。

10

20

30

40

50

ただし、保証通知自体に文面等がなく、単に保証通知書を送る処理だけの場合があるため、保証通知は単に保証通知書を送ることだけを意味する場合がある。

【0126】

なお、図7では、第3者装置30を使用する者が「株式会社TTT」の名前が「RRR」であるものとして記載している。

また、この保証通知書は、事業者装置20にあらかじめ準備されているテンプレートに即して事業者装置20が発行したものであってもよい。

【0127】

図7に示すように、この場合、事業者における信用確認の内容としてユーザの住所の確認が行われ、住所確認可能書類が事業者に保管されているユーザが使用している仮名であることを保証する保証通知書が第3者装置30宛に送られる。 10

【0128】

なお、保証通知書には、事業者である仮名信用保証株式会社の保証印である電子署名も付与される。

また、図7では仮名情報Aにハンドルネームが登録されているユーザの場合を示しているが、ハンドルネームが登録されていない場合には「ハンドルネームの」の部分が削除されたものとなる。

【0129】

ただし、図7はあくまでも一例であって、例えば、文章部分（「仮名（第2特定情報）を使用するハンドルネームのユーザは、弊社におきまして、現住所の確認済みのユーザであり、弊社にその現住所が確認できる住所確認可能書類が保管されていることを保証します。」）が、事業者が保証することを示すデザイン（アイコン）になっていてもよく、この場合も保証通知書には、事業者である仮名信用保証株式会社の保証印である電子署名が付与される。 20

【0130】

一方、例えば、ユーザ装置10からの要求が、登録時の信用確認の内容がユーザの本人の確認であったことに対応して、第3者装置30宛にユーザの使用する仮名が確かに事業者によって本人確認済みであるユーザが使用しているものであることを保証する保証通知だけである場合には、実名や現住所といった個人情報を開示しない形で本人確認がされていることの保証通知が行われる。 30

【0131】

この場合、図7の保証を行う文章部分が、例えば「仮名（第2特定情報）を使用するハンドルネームのユーザは、弊社におきまして、本人確認済みのユーザであり、弊社にその本人確認できる本人確認可能書類が保管されていることを保証します。」等となる。

【0132】

なお、この場合でも文章部分（「仮名（第2特定情報）を使用するハンドルネームのユーザは、弊社におきまして、本人確認済みのユーザであり、弊社にその本人確認できる本人確認可能書類が保管されていることを保証します。」）が、事業者が保証することを示すデザイン（アイコン）になっていてもよい。

【0133】

なお、第3者によっては、住所確認可能書類や本人確認可能書類の提示を求める者もあると考えられ、例えば、ユーザ装置10からの要求（保証連絡）が、第3者装置30宛に、仮名を利用するユーザの住所確認済みの保証通知を通知する要求であり、その要求（保証連絡）に、事業者（事業者装置20）が第3者装置30宛に保証通知を行う際に、事業者の信用確認の際にユーザから提供され、事業者装置20に登録されている住所確認が行える住所確認可能書類も提示する指示が含まれている場合には、事業者装置20は、図7に示した保証通知書に加え、保証通知の際に、ユーザ装置10からの要求（保証連絡）で指定された住所確認可能書類も併せて送付して提示するようにする。

【0134】

また、同様に、ユーザ装置10からの要求（保証連絡）が、第3者装置30宛に、仮名 50

を利用するユーザの本人確認済みの保証通知を通知する要求であり、その要求（保証連絡）に、事業者（事業者装置20）が第三者装置30宛に保証通知を行う際に、事業者の信用確認の際にユーザから提供され、事業者装置20に登録されている本人確認が行える本人確認可能書類も提示する指示が含まれている場合には、事業者装置20は、保証通知書に加え、保証通知の際に、ユーザ装置10からの要求（保証連絡）で指定された本人確認可能書類も併せて送付して提示するようにする。

【0135】

さらに、ユーザ装置10からの要求（保証連絡）が、保証連絡で第三者装置30宛にユーザの氏名（実名）、住所、メールアドレス、及び、電話番号のうちのいずれかを提示する指示が含まれる場合、ユーザの仮名（第2特定情報）が信用確認済みである旨の保証通知の際に、ユーザの氏名（実名）、住所、メールアドレス、及び、電話番号のうちの指定された内容を提示する。

10

この場合、例えば、図7に示した保証通知書の一部に、指定された内容（ユーザの氏名（実名）、住所、メールアドレス、及び、電話番号）を追記したものとすればよい。

【0136】

以上のようにして、事業者装置20は、第三者装置30宛に保証通知を行う保証通知処理（ステップS42）を実行すると、再び、監視ループ処理に戻ることになるが、監視ループ処理に戻る前に、図4では、図示を省略しているが、先に説明したように、事業者装置20は、ユーザ情報ファイルの保証通知発行履歴Cに保証通知を行った履歴の記録を行う。

20

【0137】

次に、ユーザがユーザ装置10を操作し、例えば、事業者装置20に登録内容変更申請（ステップS50）があると、ステップS50がYESとなり、事業者装置20は、ステップS51に進む。

【0138】

なお、事業者装置20は、ユーザ装置10から登録内容変更申請（ステップS50）があると、事業者装置20は、ユーザ情報ファイルの登録内容の変更を行う登録内容変更処理（ステップS52）を実行することになるが、ここでも、先ほどと同様に、まず、登録内容変更の要求が正規のユーザからであるかを確認するために認証を行い、認証をクリアした場合（ステップS51：YES）に登録内容変更処理（ステップS52）を実行する。

30

【0139】

ここでの認証も先ほどと同様であるため、簡単に説明するに留めるが、登録内容変更申請（ステップS50）は、ユーザ装置10にインストールされているアプリケーションで行うことになり、この申請が行われるときには、アプリケーションから事業者装置20にアプリケーションごとに与えられた事業者以外に公開されないユニークな識別情報（アプリ識別情報）を含む認証情報が送られることになる。

【0140】

したがって、事業者装置20は、ユーザ装置10（インストールされたアプリケーション）が事業者装置20に登録内容変更申請（ステップS50）を行う際に連絡するアプリ識別情報を含む認証情報と、事業者装置20に登録されているアプリ識別情報を含む認証情報に基づいた認証を行い、認証をクリアした場合（ステップS51：YES）、登録内容変更申請（ステップS52）を実行する。

40

【0141】

具体的には、ユーザ装置10から事業者装置20に登録内容変更申請（ステップS50）が行われる場合、ユーザ装置10は、認証情報として、先に説明したアプリ識別情報と第2特定情報とを事業者装置20に向けて送信し、それを受信した事業者装置20は、ユーザ情報記憶領域21AB中の第2特定情報が登録されたユーザ情報ファイルを参照し、そのユーザ情報ファイルに登録されているアプリ識別情報と、送信されてきたアプリ識別情報が一致するかを確認し、一致した場合には、認証をクリアしたものと判定（ステップ

50

S 5 1 : Y E S) し、一致しない場合には認証をクリアしないものと判定 (ステップ S 5 1 : N O) する。

【 0 1 4 2 】

そして、事業者装置 2 0 は、認証をクリアしていないと判定した場合 (ステップ S 5 1 : N O)、図 4 では図示を省略しているが、ユーザ装置 1 0 に事業者の担当者の連絡先 (例えばお問合せ電話番号) を送信し、ユーザに事業者の担当者と連絡を取ることを促し、一方、認証をクリアした場合 (ステップ S 5 1 : Y E S)、登録内容変更が正規のユーザからであることが確認できたので、登録内容変更処理 (ステップ S 5 2) を実行する。

【 0 1 4 3 】

図 8 は登録内容変更処理 (ステップ S 5 2) を実行するとき事業者装置 2 0 がユーザ装置 1 0 の表示部 1 1 (画面) に表示させる内容の一例を示す図である。 10

【 0 1 4 4 】

事業者装置 2 0 は、ステップ S 5 1 の判定が Y E S である場合、図 8 に示すように、ユーザ装置 1 0 の表示部 1 1 (画面) に登録内容変更の場合の案内画面を表示させる。

【 0 1 4 5 】

そして、ユーザがユーザ装置 1 0 の表示部 1 1 の「Y E S」をクリック (タッチ) する操作を実行すると、これまでと同様にウェブカメラ 1 2 が受付担当者に接続され、受付担当者がユーザから登録内容の変更点等を伺い、受付担当者は、ユーザ情報記憶領域 2 1 A B に登録されているユーザ情報ファイルにその変更点を反映させる。

なお、変更内容に伴って、必要があれば、信用確認書類のデータの変更等も行われる。 20

【 0 1 4 6 】

一方、ユーザによって「N O」がクリックされた場合には、これまでと同様に、ウェブカメラ 1 2 を使用せずに登録内容の変更を行う方法、例えば、最寄りの登録内容の変更の行える店舗 (本事業の提携業者の申請取り扱い店舗含む) の紹介、又は、受付担当者がユーザの自宅に伺う案内等が行われる。

【 0 1 4 7 】

このようにして、登録内容変更処理 (ステップ S 5 2) が完了すると、事業者装置 2 0 は、次に第 3 者装置 3 0 宛に登録内容変更通知処理 (ステップ S 5 3) を実行して、再び、監視ループ処理に戻る。

【 0 1 4 8 】

この登録内容変更通知処理 (ステップ S 5 3) は、事業者装置 2 0 が、ユーザ情報ファイルの保証通知発行履歴 C を参照し、保証通知内容に今回の変更点に関連する内容が含まれている保証通知を以前に行った第 3 者装置 3 0 宛に変更が生じた旨の連絡を行う処理である。 30

【 0 1 4 9 】

例えば、事業者装置 2 0 は、今回の変更点が電話番号の変更であり、第 3 者装置 3 0 に以前に通知した保証通知 (保証通知に添付の保証通知書) に電話番号が登録されていることを保証する内容、又は、ユーザの希望により電話番号の提示が行われている場合に、その保証通知を通知した第 3 者装置 3 0 宛に、電話番号の変更が生じた旨の登録内容変更通知を行う。 40

【 0 1 5 0 】

なお、この登録内容変更通知は、個人情報に該当する変更後の電話番号を開示する通知ではなく、あくまでも、以前に行った保証通知のときの電話番号と異なる電話番号が登録された旨をお知らせし、第 3 者からユーザに保証通知の再通知を事業者にお願いすることを求めることを促すものである。

【 0 1 5 1 】

このように事業者装置 2 0 は、第 3 者装置 3 0 への保証通知後に、ユーザの信用確認済みの内容に変更が発生した場合、登録内容変更通知処理 (ステップ S 5 3) として、保証通知を行った第 3 者装置 3 0 宛に信用確認済み内容に変更が発生した旨の通知を行い、再び、監視ループ処理に戻る。 50

【 0 1 5 2 】

以上のような本実施形態の信用保証システム 1 によれば、事業者が仮名に対して信用保証すればよいだけの場合には、ユーザは実名等の個人情報を開示することなく、第 3 者との商取引等を行うことができる。

【 0 1 5 3 】

また、ユーザが求める場合には、第 3 者にユーザが指定する個人情報等の提示も行われるため、商取引等を円滑に進めることができる。

なお、上記では、主に商取引を念頭に説明を行ったが、商取引以外の場面でも、同様に、仮名に信用保証が必要な場合もあることから、信用保証システム 1 は商取引の場面のみ適用されるものではない。

10

【 0 1 5 4 】

(第 2 実施形態)

次に、本発明に係る第 2 実施形態の信用保証システム 1 について説明する。

図 9 は、本発明に係る第 2 実施形態の信用保証システム 1 を説明するための図である。

なお、第 2 実施形態の信用保証システム 1 も第 1 実施形態の信用保証システム 1 と多くの点で類似しており、以下では、主に第 1 実施形態と異なる点について説明し、同様の点については説明を省略する場合がある。

【 0 1 5 5 】

図 9 に示すように、本実施形態の信用保証システム 1 は、複数の事業者装置 2 0 を備えており、事業者装置 2 0 が、所定の地域ごとに設けられたものになっている。

20

図 9 では、所定の地域として、ヨーロッパ(例えば、欧州連合(EU))、中国(CN)、日本(JP)、及び、米国(US)等を想定したものになっているが、これに限定される必要はなく、例えば、ヨーロッパ内の所定の地域ごとに事業者装置 2 0 が設けられていてもよいし、米国内を複数の地域に分けて地域ごとに事業者装置 2 0 を設けるようにしてもよい。

【 0 1 5 6 】

そして、地域ごとに設けられた事業者装置 2 0 がその地域を担当して、第 1 実施形態で説明したのと同様の処理を実行する。

なお、各事業者装置 2 0 の構成自体は、図 2 を参照して説明した第 1 実施形態の事業者装置 2 0 と同様である。

30

【 0 1 5 7 】

一方、複数の事業者装置 2 0 が存在することから、本実施形態では、先の第 1 実施形態で説明したユーザ情報ファイルに追加された項目を有するものとしている。

【 0 1 5 8 】

図 1 0 は、本発明に係る第 2 実施形態の事業者装置 2 0 の記憶部 2 1 A に記憶されているユーザ情報ファイルを説明するための図である。

図 3 と図 1 0 を比較するとわかるように、図 1 0 に示す第 2 実施形態のユーザ情報ファイルでは、仮名情報 A に第 3 特定情報が追加されたものになっている。

【 0 1 5 9 】

この第 3 特定情報は、事業者装置 2 0 に固有のユニークな情報になっており、図 1 0 に示すユーザ情報ファイルは、仮名を登録する処理を実行する事業者装置 2 0 が作成することになるため、ユーザ情報ファイルには、仮名を登録する処理を実行した事業者装置 2 0 に固有のユニークな第 3 特定情報が登録されることになる。

40

【 0 1 6 0 】

そして、この第 3 特定情報は、事業者装置 2 0 間で仮名を識別する必要がある場合のために仮名に使用される。

具体的には、第 1 実施形態では、仮名は第 2 特定情報をそのまま使用するものとしていたが、本実施形態では、同一の事業者装置 2 0 内での仮名の取り扱いにおいては、仮名として第 2 特定情報を使用し、事業者装置 2 0 間で仮名を取り扱う場合には、仮名として第 2 特定情報の先頭に第 3 特定情報を加えたものとしており、仮名が第 2 特定情報を含むだ

50

けでなく、第3特定情報も含むものになっている。

なお、同一の事業者装置20内での仮名の取り扱いにおいても、第2特定情報と第3特定情報を含む仮名として取り扱ってもよいことは言うまでもない。

【0161】

このように、第3特定情報は、信用保証システム1上のユーザの仮名に使用する付加情報になっており、そうすることで、事業者装置20間で見たとときに、同じ仮名(第2特定情報)が存在したとしても、第3特定情報を仮名に付加していることで、事業者装置20間で見ても仮名の一義性(ユニークさ)を担保することが可能となる。

【0162】

ただし、複数の事業者装置20が存在する場合に、第3特定情報が必須の要件というわけではない。

例えば、仮名を登録する処理を実行するときに、第2特定情報として事業者装置20間で見てもユニークな情報となるものを与えておくようにすれば、第3特定情報は不要である。

【0163】

そして、以上のような本実施形態の信用保証システム1においても第1実施形態と同様の効果を奏することができる。

また、本実施形態の信用保証システム1であれば、所定の地域ごとに事業者装置20が設けられているため、その地域ごとにきめ細やかなサポートが行いやすくなるだけでなく、メンテナンス等でいずれかの事業者装置20が休止するときに、別の事業者装置20に処理を一時的に行わせることも可能である。

【0164】

(第3実施形態)

次に、本発明に係る第3実施形態の信用保証システム1について説明する。

図11は、本発明に係る第3実施形態の信用保証システム1を説明するための図である。

なお、第3実施形態の信用保証システム1も第2実施形態の信用保証システム1と多くの点で類似しており、以下では、主に第2実施形態と異なる点について説明し、同様の点については説明を省略する場合がある。

【0165】

図11に示すように、本実施形態でも第2実施形態と同様に、信用保証システム1は、複数の事業者装置20を備えているが、本実施形態では、事業者装置20のうちの1つがメインの事業者装置20とされ、それ以外の事業者装置20がサブの事業者装置20とされている。

【0166】

そして、サブの事業者装置20が何らかの処理を行った場合には、その処理内容がサブの事業者装置20からメインの事業者装置20に送られ、メインの事業者装置20は、それ以外のサブの事業者装置20の行った処理内容を全てコピーとして有するものになっている。

【0167】

なお、サブの事業者装置20、及び、メインの事業者装置20の構成自体は、図2を参照して説明した第1実施形態の事業者装置20と同様である。

ただし、メインの事業者装置20のユーザ情報記憶領域21ABは、各サブの事業者装置20のユーザ情報記憶領域21ABに記憶されるユーザ情報ファイルが登録されたものになっている。

【0168】

より詳細に、図12及び図13を参照して本実施形態におけるサブの事業者装置20とメインの事業者装置20の主な処理について説明する。

図12は本発明に係る第3実施形態のサブの事業者装置20の主な処理を説明するための図であり、図13は本発明に係る第3実施形態のメインの事業者装置20の主な処理を

10

20

30

40

50

説明するための図である。

【 0 1 6 9 】

まず、図 1 2 を参照しながら、サブの事業者装置 2 0 の主な処理の流れについて説明する。

ただし、図 4 と図 1 2 を見比べればわかる通り、サブの事業者装置 2 0 の処理は、多くの点で、第 1 実施形態で説明した事業者装置 2 0 の処理と同様であるため、以下では、主に異なる点についてだけ説明を行い、第 1 実施形態で説明した内容と同様の点については説明を省略する場合がある。

【 0 1 7 0 】

第 1 実施形態では、事業者装置 2 0 が、初回登録処理（ステップ S 2 2 ）、第 1 特定情報共通登録処理（ステップ S 2 3 ）、保証通知処理（ステップ S 4 2 ）、及び、登録内容変更通知処理（ステップ S 5 3 ）を実行した後、再び、監視ループ処理に戻るものとなっていた。

【 0 1 7 1 】

一方、本実施形態のサブの事業者装置 2 0 は、初回登録処理（ステップ S 2 2 ）、第 1 特定情報共通登録処理（ステップ S 2 3 ）、保証通知処理（ステップ S 4 2 ）、及び、登録内容変更通知処理（ステップ S 5 3 ）を実行した後、メインの事業者装置 2 0 に処理内容の通知（ステップ S 2 4 ）、ステップ S 4 3 ）、及び、ステップ S 5 4 ）を行った後、監視ループ処理に戻るものになっている。

【 0 1 7 2 】

このため、メインの事業者装置 2 0 は、サブの各事業者装置 2 0 がユーザ情報ファイルに関する処理（ユーザ情報ファイルの新規の登録、ユーザ情報ファイルの内容変更等）を行うと、そのサブの各事業者装置 2 0 からユーザ情報ファイルに関する処理（ユーザ情報ファイルの新規の登録、ユーザ情報ファイルの内容変更等）の内容の通知を受け取ることになり、それをメインの事業者装置 2 0 のユーザ情報記憶領域 2 1 A B の記憶に反映させることで、メインの事業者装置 2 0 が、全てのサブの事業者装置 2 0 のユーザ情報記憶領域 2 1 A B に記憶されているユーザ情報ファイルを記憶したものとなっている。

【 0 1 7 3 】

一方、基本的には、サブの事業者装置 2 0 がユーザ情報ファイルに関する処理（ユーザ情報ファイルの新規の登録、ユーザ情報ファイルの内容変更等）を行うと、先に説明したように、その処理内容がメインの事業者装置 2 0 に反映されるため、メインの事業者装置 2 0 に登録されているユーザ情報ファイルは最新の状態になるようになっている。

【 0 1 7 4 】

しかし、本実施形態では、念のために、定期的にメインの事業者装置 2 0 が、サブの事業者装置 2 0 にユーザ情報ファイルの照会要求を送り、サブの事業者装置 2 0 から最新のユーザ情報ファイルの内容を通知してもらうようにしている。

なお、この照会要求は全てのユーザ情報ファイルの照会要求だけでなく、特定の期間に登録されたユーザ情報ファイルだけの照会要求の場合もある。

【 0 1 7 5 】

このため、図 1 2 に示すように、サブの事業者装置 2 0 の処理では、メインの事業者装置 2 0 からの照会要求があったかを判定するステップ S 6 0 （メインからの照会要求）が追加されており、メインからの照会要求があった場合（ステップ S 6 0 : Y E S ）、ステップ S 6 1 に進んで、メインの事業者装置 2 0 からの照会要求に従ったデータ（ユーザ情報ファイルのデータ）をメインの事業者装置 2 0 に通知し、再び、監視ループ処理に戻るものになっている。

なお、ステップ S 6 0 が N O の場合には、ステップ S 6 1 に進まずに監視ループ処理が続行される。

【 0 1 7 6 】

次に、図 1 3 を参照しながら、メインの事業者装置 2 0 の主な処理の流れについて説明する。

10

20

30

40

50

図13に示すように、メインの事業者装置20は、処理を開始すると、ステップS10、ステップS70、及び、ステップS80のいずれかのステップがYESとなるのを監視する監視ループ処理を実行する。

【0177】

そして、メインの事業者装置20は、事業者の操作によって、事業者装置停止処理を受けると(ステップS10: YES)、処理を終了することになり、この点は、これまでと同様である。

【0178】

一方、メインの事業者装置20は、サブの事業者装置20が処理を行った後に通知するサブの事業者装置20の処理内容通知を受けると(ステップS70: YES)、その通知された処理内容通知の内容を反映(ステップS71)し、再び、監視ループ処理に戻る。

【0179】

例えば、一例としては、サブの事業者装置20が新規のユーザのユーザ情報ファイルの登録を行った場合、処理内容通知として、サブの事業者装置20からその新規のユーザのユーザ情報ファイルの内容が通知されるので、メインの事業者装置20は、ステップS71で、その新規のユーザ情報ファイルをメインの事業者装置20のユーザ情報記憶領域21ABの記憶に反映させ、再び、監視ループ処理に戻る。

【0180】

また、メインの事業者装置20は、サブの事業者装置20への定期的な照会のタイミングになると(ステップS80: YES)、ステップS81に進み、サブの事業者装置20に照会要求の通知を行う。

【0181】

そして、メインの事業者装置20は、照会要求に従ったサブの事業者装置20からのデータの通知を受け取ったかを監視し(ステップS82)、照会要求に従ったサブの事業者装置20からのデータの通知を受けると(ステップS82: YES)、サブの事業者装置20から通知されたデータ(ユーザ情報ファイルのデータ)の内容をメインの事業者装置20のユーザ情報記憶領域21ABの記憶(ユーザ情報記憶領域21ABのユーザ情報ファイル)に反映させ(ステップS83)、再び、監視ループ処理に戻る。

【0182】

このように、第3実施形態の信用保証システム1は、事業者装置20のうちの1つの事業者装置20がメインの事業者装置20とされ、残る事業者装置20がサブの事業者装置20とされ、図11に示すように、メインの事業者装置20とサブの事業者装置20との間でデータの共有化(図11の太矢印参照)が行われる構成になっており、必要に応じてメインの事業者装置20がユーザ情報ファイルの一元管理を行うことができるようになっている。

【0183】

なお、本実施形態では、メインの事業者装置20は、信用保証システム1全体のユーザ情報ファイルを保持し、必要に応じて、サブの事業者装置20のユーザ情報ファイルの復元等が可能なものに留まっているが、メインの事業者装置20がサブの事業者装置20と同様の処理を行うものになっていてもよい。

【0184】

この場合、図13に示したメインの事業者装置20の処理に図4に示した処理を加えるようにすればよい。

つまり、監視ループ処理が、ステップS10、ステップS70、ステップS80、ステップS20、ステップS30、ステップS40、及び、ステップS50で構成されるようにし、これまで説明した処理が実行されるようにすればよい。

【0185】

以上、具体的な実施形態に基づいて、本発明について説明してきたが、本発明は、上記の具体的な実施形態に限定されるものではない。

【0186】

10

20

30

40

50

例えば、上記実施形態では事業者が株式会社等の法人である場合について説明したが、事業者は、これに限られず、国や地方公共団体等であってもよく、国と地方公共団体が協力して事業者を構成してもよく、複数の国が協力して事業者を構成していてもよい。

【0187】

また、事業者と提携している企業（例えば銀行）や行政機関がユーザの信用確認を実施し、信用確認が終わった後、事業者が提携している企業（例えば銀行）や行政機関から信用確認書類のデータ（例えば、PDF）を受け取り、ユーザ情報記憶領域21ABに信用確認が行われた信用確認済みの仮名の利用を希望するユーザのユーザ情報ファイルを登録するものとしてもよい。

【0188】

さらに、上記実施形態では、第3者がユーザの両取引等の相手である場合について説明したが、例えば、第3者がユーザとソーシャルネットワークサービスやソーシャルネットワークゲームでコミュニケーションする相手であってもよい。

【0189】

この場合、第3者も個人情報を明かさずに仮名でユーザとコミュニケーションを行いたい場合があり、したがって、第3者の第3者装置30が仮名の利用を希望するユーザのユーザ装置10になる場合がある。

【0190】

この場合には、一方のユーザが他方のユーザに対して事業者が仮名が信用確認済みである旨の保証通知を行ってもらうとともに、他方のユーザが一方のユーザに対して事業者が仮名が信用確認済みである旨の保証通知を行ってもらうことになるが、上記で説明した内容が特段変わるものではない。

【0191】

つまり、この状態を個別に見れば、一方のユーザが他方のユーザに対して事業者が仮名が信用確認済みである旨の保証通知を行ってもらう場合には、一方のユーザの装置がユーザ装置10となり他方のユーザの装置が第3者装置30となり、逆に、他方のユーザが一方のユーザに対して事業者が仮名が信用確認済みである旨の保証通知を行ってもらう場合には、他方のユーザの装置がユーザ装置10となり、一方のユーザの装置が第3者装置30となるだけであり、何ら上記で説明した内容が変わるものではない。

【0192】

上記実施形態では、ユーザ情報記憶領域21ABに各ユーザのユーザ情報ファイルが保存されている場合について示したが、各ユーザの情報がユーザ情報データベースになっていてもよい。

【0193】

このように本発明は具体的な実施形態に限定されるものではなく、適宜、変形や改良を施したのも本発明の技術的範囲に含まれるものであり、そのことは、当業者にとって特許請求の範囲の記載から明らかである。

【符号の説明】

【0194】

- 1 信用保証システム
- 10 ユーザ装置
- 11 表示部
- 12 ウェブカメラ
- 20 事業者装置
- 21 本体部
- 21A 記憶部
- 21AA プログラム記憶領域
- 21AB ユーザ情報記憶領域
- 21AC 一時記憶領域
- 21AD その他記憶領域

10

20

30

40

50

- 2 1 B CPU
- 2 1 C 通信部
- 2 1 D バス
- 2 2 表示部
- 2 3 操作部
- 3 0 第 3 者装置
- A 仮名情報
- B ユーザ実情報
- C 保証通知発行履歴
- D 信用確認書類データ

10

【要約】

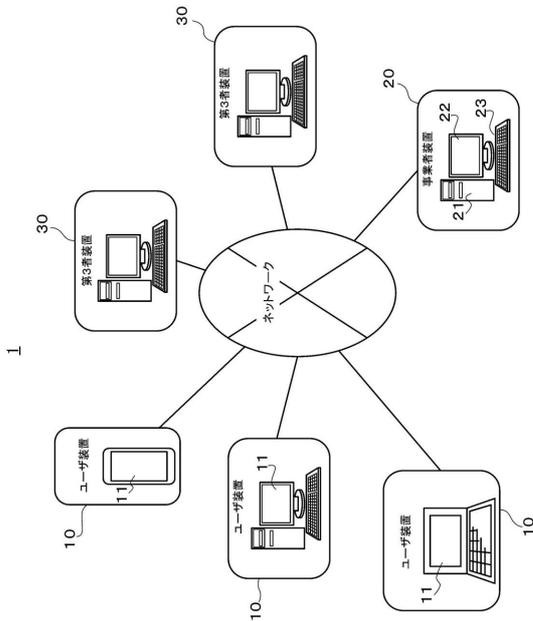
【課題】ネットワークを利用するユーザの仮名に信用を与え、個人情報等を開示しなければならない場面を抑制することができる信用保証システムを提供する。

【解決手段】本発明の信用保証システム（1）は、仮名に信用を与える信用保証システム（1）であって、ネットワークに接続でき、仮名の利用を希望するユーザのユーザ装置（10）と、ネットワークに接続でき、信用確認済みのユーザの仮名が登録され、仮名の信用を保証する事業者の事業者装置（20）と、ネットワークに接続でき、ユーザ装置（10）、及び、事業者装置（20）と通信可能な第3者装置（30）と、を備え、事業者装置（20）は、ユーザ装置（10）から信用を保証する保証連絡の必要な第3者装置（30）の連絡を受けると、第3者装置（30）宛に仮名が信用確認済みである旨の保証通知を行う。

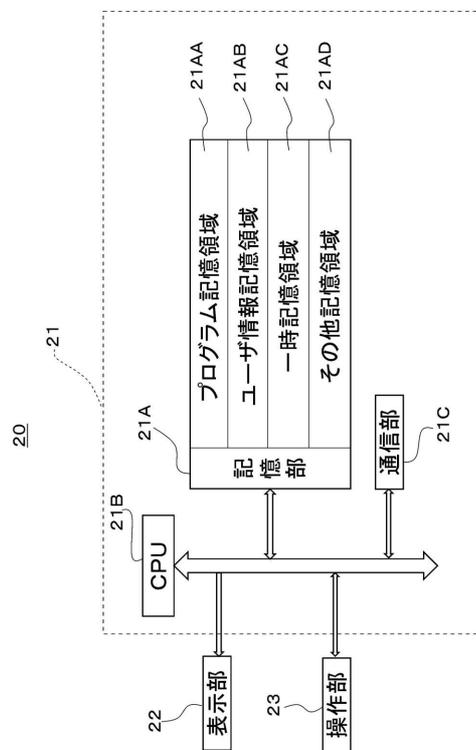
20

【選択図】図 1

【図 1】



【図 2】



【図3】

ユーザー情報ファイル(ユーザー毎の情報ファイル)

仮名情報

- 第1特定情報(ユーザ登録の識別に使用する情報)
- 第2特定情報(信用保証システム上のユーザの仮名に使用する情報)
- ハンドルネーム(ユーザの希望の呼び名)

ユーザー実情報

- 氏名: 氏名太郎
- 現住所: 東京都八王子市...
- Eメールアドレス: XYZ@XX.com
- 電話番号: 03-XXXX-YYYY

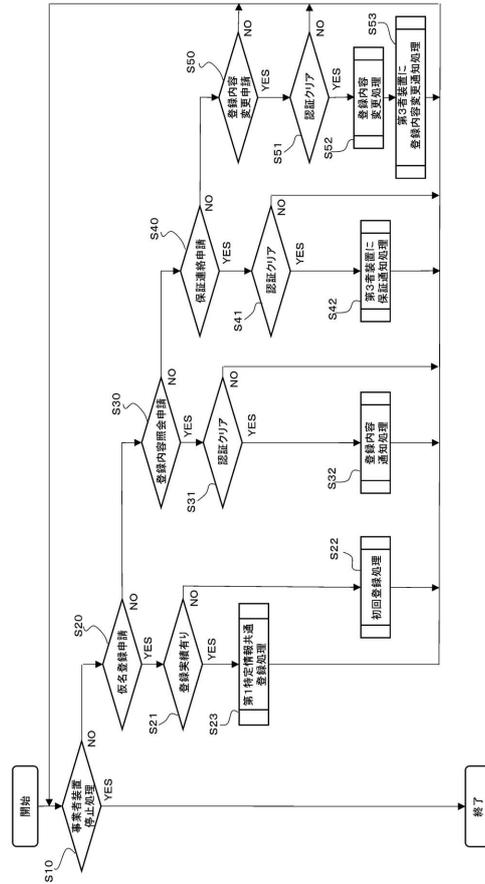
保証準備発行履歴

発行管理番号	発行年月日	保証通知内容	第3者登録連絡先
1234...	YYYY.MM.DD	PPF@XX.com	PPF@XX.com
1234...	YYYY.MM.DD	GGG@XX.com	GGG@XX.com
1234...	YYYY.MM.DD	ZZZ@XX.com	ZZZ@XX.com

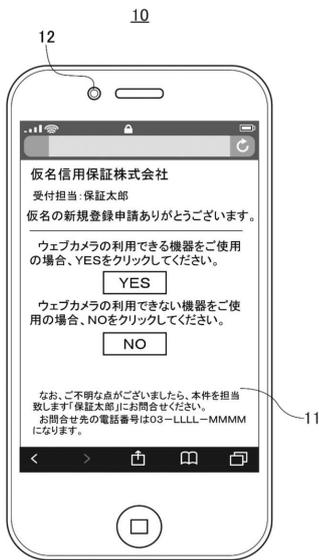
信用保証登録データ

運転免許証の写し
(変換日記録有り)

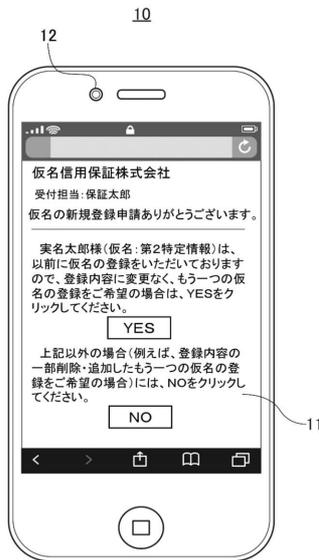
【図4】



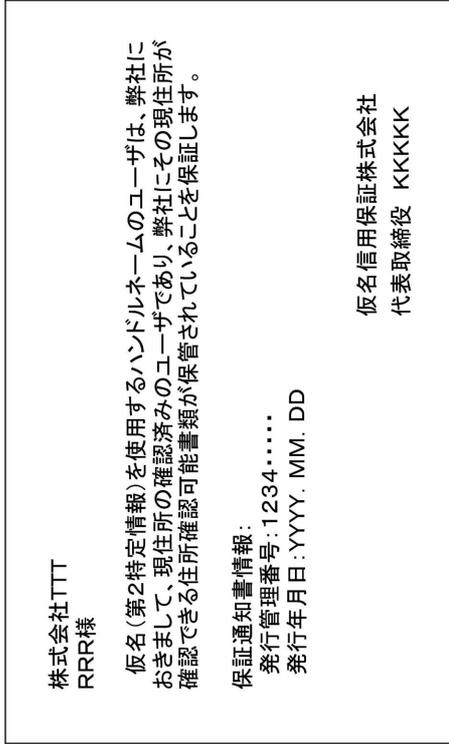
【図5】



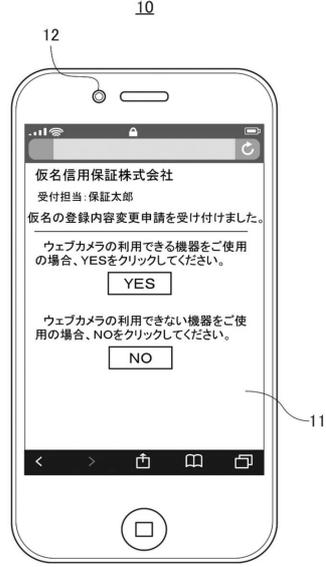
【図6】



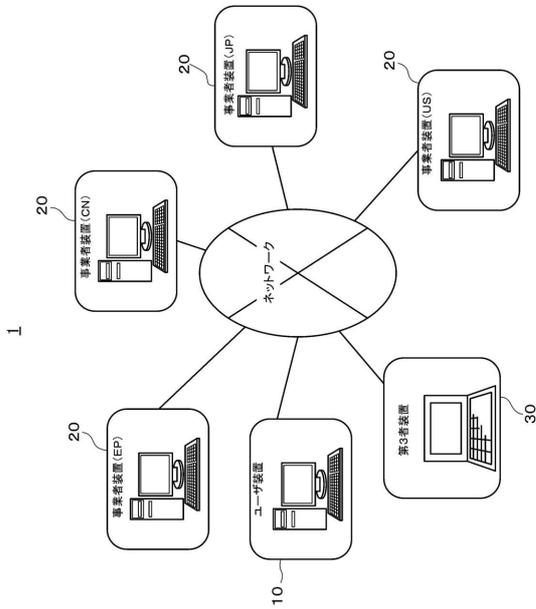
【図7】



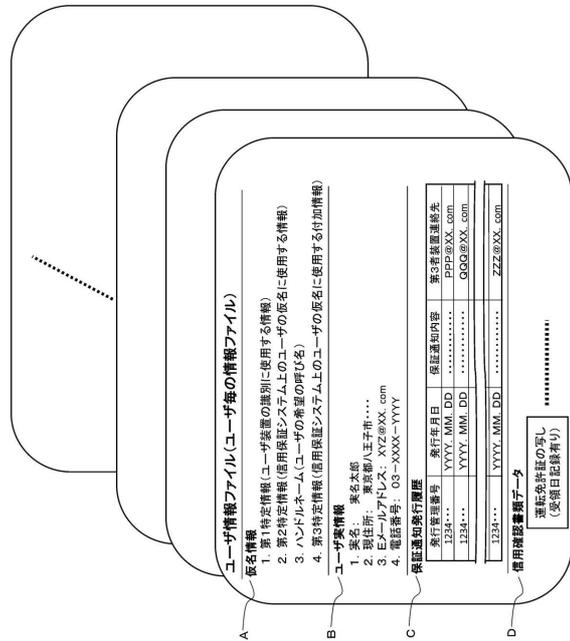
【図8】



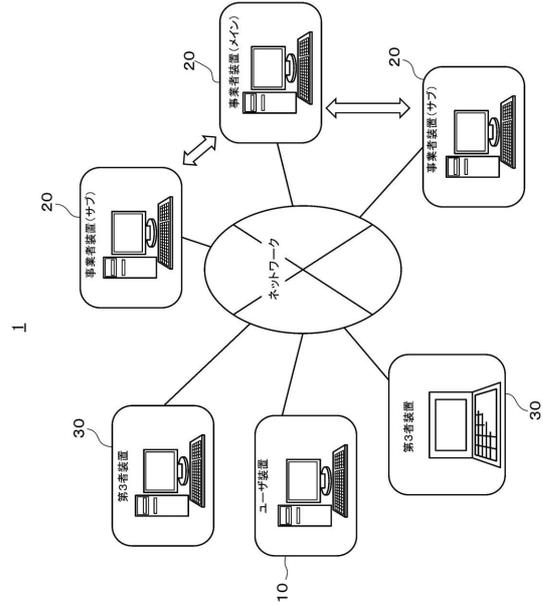
【図9】



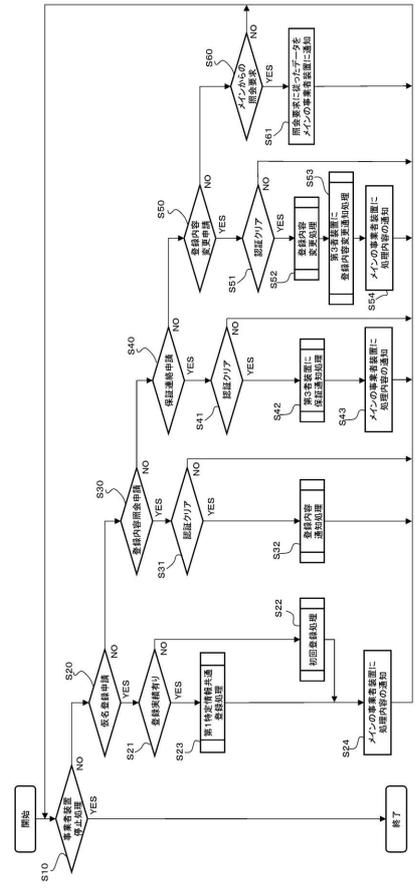
【図10】



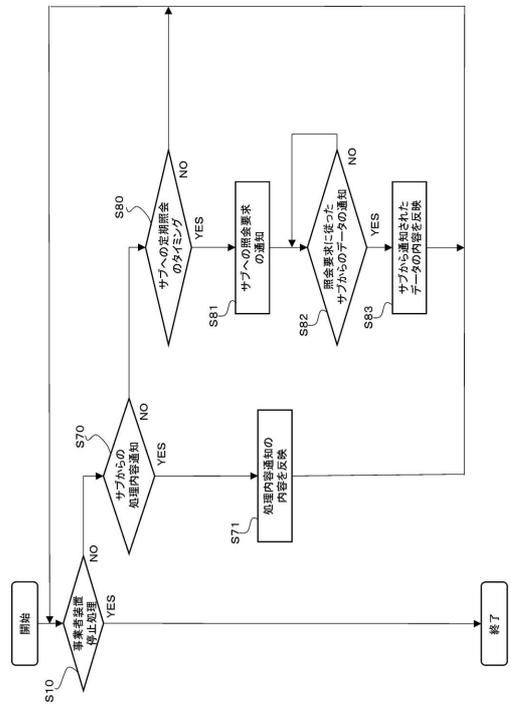
【図 1 1】



【図 1 2】



【図 1 3】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2002-183484(JP,A)
特開2002-032598(JP,A)
特開2006-236066(JP,A)
特開2001-357242(JP,A)
特開2002-342497(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00-99/00
G06F 21/62